

事務連絡
令和5年4月21日

日本内航海運組合総連合会 御中

国土交通省
海事局安全政策課

船舶油濁等損害賠償保障法に関する証書の電子による交付について

平素より、海事行政へのご理解、ご協力を頂いておりますこと、厚くお礼申し上げます。

船内に備え置く必要のある証書等に関しましては、国際海事機関（IMO）においてガイドラインが策定されるなど、国際的にも電子化が推進されております。

そのため、我が国においても、電子での交付ができるよう種々環境整備を行ってきたところですが、船舶油濁等損害賠償保障法に基づく保障契約証明書につきましては、現在外航船に限り電子証書の発行を行っているところです。

今般、内航船向けの証書についても、下記期日より電子での交付を開始することといたしましたのでお知らせいたします。

傘下会員への周知方お取り計らいいただきますようお願いいたします。

電子での交付開始日：令和5年4月24日

※ これまでと同様、紙での交付も可能ですが、一つの証書を電子と紙の両方で交付することはありませんので、どちらかを選択ください。

また、個別の手続きについて疑問等ありましたら、最寄りの地方運輸局等へご確認願います。